

障がい者施設等一般病棟

障がい者施設等一般病棟とは

障がい者施設等一般病棟（3-1）とは、「児童福祉法に定められた、主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児、及びこれらに準ずる施設に係る一般病棟並びに、厚生労働大臣が定める重度の障がい者（重度の意識障がい者を含む。）、筋ジストロフィー患者さまや難病患者等を主として、入院する病棟に関する施設基準に適合しているもの」と定められており、入院期限が定められていないのが特徴の病棟です。



■3-1病棟スタッフ

病棟の対象割合

当病棟においては、重度意識障害が6割を占めており、次いで、神経難病（パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症等）肢体不自由者（障害等級1、2級）の患者さまが、主として入院されています。

看護構成

看護基準は10：1で構成されており、医療ニーズの高い患者さまへの対応や、生活をする上で必要な身の回りのお世話を中心とする援助をめざしています。

多職種カンファレンス

看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、歯科衛生士、管理栄養士と患者さまの状態に合わせた支援方法を話し合い、状態に合わせた援助を多職種で確認しながら、日々の援助を提供しています。

人工呼吸器について

人工呼吸器を装着している入院患者さまも、50%前後を占めており、専門性の高い知識・技術が要求される為、呼吸療法認定士を取得したスタッフが主体となり、日々スタッフ一同、研鑽しながら、お世話をさせて頂いております。

リハビリの介入

医師の指示のもと柔道整復師によるリラクゼーションや関節可動域練習、理学療法士・作業療法士による呼吸リハビリテーションや日常生活活動練習、言語聴覚士による摂食嚥下練習などを実施します。リハビリメニューや実施頻度は患者さまの状態により異なります。



生活の質の向上をめざして

当病棟では入院生活期間の長い患者さまが多くいらっしゃいます。入院生活を少しでも安楽に過ごして頂けるよう、ハンド・フットマッサージをはじめ、入浴中のアロマオイルによるリラクゼーションやフットマッサージ、ヒーリング音楽を聴きながらの入浴を実施しており、入院生活の質の向上をめざして取り組んでいます。

長期の治療や入院生活に必要なケアを中心に、看護師、介護福祉士が多職種と連携を取り、ご家族のご意向を組み入れながら、患者さまのQOLの向上をめざして日々、関わらせて頂いております。